

「指定居宅介護・介護予防支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(島根県指定 第 3271800017 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護・介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護・介護予防支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅・介護予防サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅・介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅・介護予防サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護・要支援認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護・要支援認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業所が提供するサービスと提供方法.....	3
6. サービス利用料金について.....	4
7. 業務の委託	6
8. サービスの利用に関する留意事項	6
9. 守秘義務等	6
10. 緊急時の対応.....	7
11. 事故発生時の対応について	7
12. 苦情の受付について（契約書第18条参照）	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 美郷町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 島根県邑智郡美郷町粕淵195番地1
(3) 電話番号 0855-75-1345
(4) 代表者氏名 会長 上田 賢逸
(5) 設立年月 平成16年10月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法の理念に基づき、援助を必要とされる方が自立した生活を送れるよう、介護相談、介護計画の作成等により支援する。
(3) 事業所の名称 美郷町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
平成16年10月1日指定 島根県 3271800017号
(4) 事業所の所在地 島根県邑智郡美郷町潮村300番地1
(5) 電話番号 0855-74-6333
(6) 事業所長(管理者)氏名 今岡 孝
(7) 当事業所の運営方針
① 当事業所は、被保険者が要介護状態等となった場合においても、その可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。
② 当事業所は、被保険者が要介護認定等に係る申請に対して、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行っているか否かを確認しその支援も行う。
③ 当事業所は、利用者の選択により、心身状況、その置かれている環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業者の連携を得て、総合的かつ効率的に介護計画を提供するよう配慮し努める。
④ 当事業所は、利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、又は、特定の事業者に不当にかたよることのないよう公平、中立に行う。
⑤ 当事業所は、申し出により事業の財務内容を閲覧できるよう配慮する
(8) 開設年月日 平成16年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 美郷町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	土曜日・日曜日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く毎日
受付時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護・介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1		総括管理（兼務）
2. 介護支援専門員	2		ケア計画作成等
3. 事務職員	1		請求事務、関係事務

5. 当事業所が提供する提供方法とサービス

<提供方法>

- 1 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。
- 2 事業所は、被保険者の介護認定の確認及び申請代行さらに美郷町から委託を受けた要介護認定調査について、その者の提示する被保険者証の確認を行う。また、要介護認定を受けたものから事業所を選択された場合は、被保険者証と要介護認定の有無及び認定区分と有効期限を確かめる。
- 3 介護認定における美郷町委託調査については、調査の留意事項に精通し、町民に公平、中立で正確な調査を行う。
- 4 事業所は、町内の被保険者から介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- 5 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する1ヶ月前には出来るように必要な支援を行う。
- 6 事業所は要介護認定者の居宅サービス計画の作成を被保険者と家族の意思を尊重して、医療保健サービス及び福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的かつ効果的な介護計画を作成し、被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。また利用者の意思に基づき利用者やその家族に対して複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや居宅サービス計画に位置付けたサービスの選定理由を求められた場合には説明を行う。
- 7 事業所は、正当な理由がなく業務提供の拒否をしてはならない。次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を関係町村に通知する。
 - (1) 法第24条第2項に規程する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき
 - (2) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けたとき又は受けようとしたとき。

<サービスの内容>

(1) サービスの内容（契約書第3～6条参照）*

①居宅・介護予防サービス計画の作成と交付

ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護・介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅・介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅・介護予防サービス計画を

作成し、利用者及び当該計画に位置づけた指定居宅・介護予防サービス等の担当者に交付します。

②居宅・介護予防サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅・介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅・介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 前項の居宅・介護予防サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、ご契約者及びその家族の希望に応じて記録を開示するとともに情報提供、説明等を行います。
- ・ ご契約者及びその家族の意思を踏まえて、要介護・要支援認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅・介護予防サービス計画の変更

ご契約者が居宅・介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅・介護予防サービス計画を変更します。

④居宅・介護予防サービス計画の評価

担当職員は、制度に定められた期間ごとに当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

6. サービス利用料金について

(1) 利用料金〈契約書第8条参照〉

(1) 基本利用料		要介護1、2	要介護3～5	介護予防事業対象者
保険料の	なし	保険から全額給付	保険から全額給付	保険から全額給付
滞納等	あり	10,860円	14,110円	5,430円

上記のいずれかの認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて上記の金額と加算額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

初回加算	新規（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護度が2段階以上変更の場合を含む。）に居宅サービス計画を作成した場合に算定。	300単位
------	--	-------

入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合に算定。	250単位
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合に算定	200単位
退院・退所加算	入院・入所していた者が退院退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院退所にあたって、関係機関の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、サービス利用に関する調整を行った場合に算定。	
	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450単位
	退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600単位
	退院・退所加算（Ⅱ）イ	600単位
	退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750単位
	退院・退所加算（Ⅲ）	900単位
ターミナルマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に算定。	400単位
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能居宅介護の利用開始に当たり、その事業所に介護支援専門員が出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定。	300単位
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の看護小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定。	300単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に算定。	200単位
特別地域加算	特別地域に所在する事業所からの居宅介護支援について算定。	所定単位数 ×15/100

7. 業務の委託

当事業所では、要支援契約者に関する以下の〈業務委託内容〉の一部又は全部を以下の指定介護予防支援事業所から委託を受けております。

〈業務委託元〉

事業所名	所在地
美郷町介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)	島根県邑智郡美郷町粕淵 168 番地

〈業務委託内容〉

- ① 介護予防ケアマネジメント A 計画原案の作成
- ② 介護予防ケアマネジメント A 計画の交付
- ③ 介護予防ケアマネジメント A 計画作成後の支援
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ 評価・モニタリング

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9. 守秘義務等

- 1 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護・介護予防支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後、及び退職後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

1 0. 虐待防止に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 1. 緊急時の対応について

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

1 2. 事故発生時の対応について

- 1 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告します。
- 2 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告致します。
- 3 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の姓名・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

1 3. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

(1) その他苦情受付窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[居宅介護支援事業所管理者] 今岡 孝

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

Tel:0855-74-6333

Fax:0855-82-2842

(2) 苦情の受付

美郷町役場 健康福祉課	所在地	美郷町粕淵 168 番地
	電話番号	0855-75-1932
	受付時間	8：30～17：15

国民健康保険団体連合会	所在地 島根県松江市学園1丁目7番14号 電話番号 0852-21-2811 受付時間 8:30~17:00
島根県運営適正化委員会 (島根県社会福祉協議会)	所在地 島根県松江市東津田町1741番地3 電話番号 0852-32-5913 受付時間 8:30~17:00

14. 福祉サービス第三者評価制度の実施有無について

現在当事業所では福祉サービス第三者評価制度による評価を受けておりません。

指定居宅介護・介護予防支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

美郷町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護・介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 美郷町 氏名 印

代理人住所 美郷町 氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

☆ 緊急時の確認事項

「9. 緊急時の対応」「10. 事故発生時の対応」に関係して、居宅介護・介護予防支援のため訪問したときに利用者の病状等変化が疑われる場合、また事故発生が考えられる場合において、担当介護支援専門員又は管理者が利用者宅内の確認をすることを承諾します。

利用者氏名 _____ 印